

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年三月六日

職名 氏 名 住 所

理事 今 井 義 郎 同 埼玉県羽生市上川俣千百四十二番地